## 科学研究費助成事業

研究成果報告書

科研費

平成 27 年 6 月 15 日現在

機関番号: 13201 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2012~2014 課題番号: 24730075 研究課題名(和文)医療過誤における組織過失の理論的解明

研究課題名(英文)The research about the theory of organisational negligence in malpractice

研究代表者

橋口 賢一 (Hashiguchi, Kenichi)

富山大学・経済学部・准教授

研究者番号:40361943

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文):本研究の成果は,医療領域における組織過失論を深化させるための手掛かりが得られたことである。医師と医師,医師と他の医療スタッフなどの「協働」が現代医療の特徴であるとすれば,民事責任を論じるにあたってもこれを踏まえる必要がある。これを可能にするのが組織過失である。右概念を通じて、チーム医療の代表者によって実態を踏まえた組織編成が十分になされているか、病院開設者によって基準を遵守した病院全体の組織化が十分に実施されているかを判断することで、協働を取り込んだ責任論が展開できるのである。またこの議論は、「インターフェイス」という観点に着目すれば,転送義務などの従来の議論とも統一的に論じうる。

研究成果の概要(英文): The purpose of this research was to deepen the theory of organizational negligence in malpractice, which is a very important problem in Japan and Germany. And I was able to get the clues. This research focused on the collaboration, such as doctor and doctor, doctor and other medical staff. This characteristic of modern medicine must be considered in civil liability in malpractice. To enable this, the concept of organizational negligence. By this concept, whether medical team leader has done enough organization based on the realities of team, and whether organizer of hospital has been fully implemented by such regulations require compliance with hospital-wide organizing enough, are judged. Responsibility theory, thereby incorporating the collaboration can be expanded. And if on terms "interface", this theory can be argue uniformly to conventional theory in the medical law such as the duty to transport patient; in common to the point of lack of communication.

研究分野: 民法

キーワード: 組織過失 連携 不法行為 医療過誤

## 1.研究開始当初の背景

(1)病院の法的責任を問う法律構成として、 民法 415 条に基づく債務不履行責任と民法 715 条に基づく使用者責任がある。法律論と してはこれらに依拠すれば足りると言い切 ることもできるが、隣接分野から、医療事故 には病院経営者等による不適切・不十分な病 院の組織化に起因するものが多い旨の指摘 がされてきたのも事実である。こうした指摘 を受け、わが国の民法学も、「病院組織」と いう特徴を踏まえた責任論が模索されたが、 結論的には今後の判例の集積を待つという にとどまり、その後のフォローも十分になさ れてこなかった。

(2)もっとも、組織過失を巡って近時、大きな3つの動きが見られた。すなわち、(ア)
「チーム医療における総責任者の説明義務」
に関する最高裁判決(最判平成20年4月24日)を巡る学説の展開、(イ)組織過失論一般に関する研究の進展、(ウ)刑法学における研究の進展である。

(3) このように組織過失に関する研究の機 運が高まりつつあるといえるが、民法学的研 究はいまだ不十分と言わざるを得ない。確か に総論的研究が見受けられるようになって きたが、それを実質的に裏付けるための各論 的研究がまだまだ足りないのである。そして その一態様である病院組織の研究において も、上述の最高裁判決を受けて若干の指摘は あるものの、未だ十分とは言えない。こうし て、病院における諸々の医療事故類型を踏ま えた本格的な研究が急務と考えるに至った。

2.研究の目的

本研究は、医療過誤領域における民事責任 論の再構成の一環として、「病院組織に着目 した組織過失論」の研究を行おうとするもの である。具体的には、わが国における近時の 議論およびドイツにおける議論を参照しな がら、(ア)病院での諸々の医療事故の局面 における過失判断をするにあたって考慮す べき諸要因の解明、(イ)そうした解明を踏 まえての組織過失の全体的な構造把握を行 う。さらにその後、構造把握した組織過失論 を「病院間の連携」というメタなレベルから 再検討をおこない、病院システムを踏まえた 民事責任論を構築する。

## 3.研究の方法

(1)まず、以下の3つの観点から、わが国 における議論の動向の調査を行う。まずは、 「チーム医療における総責任者の説明義務」 について判示した最高裁平成20年4月24日 判決(民集62巻5号1178頁)に関する判例 評釈の検討である。続けて、近時の組織過失 のグランドデザインを模索している民事法 学説の検討である。そして第三に、刑事責任 論の領域における組織過失論の検討である。 これらを検討することで、現在におけるわが 国の到達点を探る。

(2)続けて、ドイツにおける議論の動向を 踏まえる。ドイツにおいては、診療契約に関 する規定が民法典(BGB)に設けられたこ とに伴い、医事法学者の体系書の新しい版が 立て続けて出版され、また組織過失に言及す る研究書も出版されている。こうした状況を 踏まえ、ドイツにおける最新の状況を調査し、 わが国への示唆を得ることに努める。

(3)最後に、Hart 教授の論文(Hart、
 Vertrauen、Kooperation und Organisation:
 in Festschrift fuer Adorf Laufs zum 70.
 Geburtstag)を踏まえ、よりメタなレベルから検討を行う。この論文は、病院内外の連携に着目したものであり、組織過失論を進展させる上での示唆を得ることに努める。

## 4.研究成果

(1)最高裁平成20年4月24日判決(民集
62巻5号1178頁)に関して言及する学説の 多くが、医師等が患者の診療のために「協働」

しているという特徴に注目していた。そして、 「協働」の検討にあっては、異なる課の医師 等が協働する「水平的分業」と、同じ課の上 下関係にある医師等が協働する「垂直的分 業」との区別が有益である旨指摘する見解が 多数見られ、前者においては、スタッフ間で の「信頼の原則」の適用の可否が問われてい た。こうした指摘は、本件がチーム医療の総 責任者の責任が問題であった関係上、主とし て総責任者を念頭に置いたものであるが、そ れにとどまるものではない。ドイツでは、組 織過失は、「病院開設者の義務」と「チーム 医療の総責任者の義務」とが区別されて議論 されている。これを踏まえれば、上記の指摘 は前者にも当てはまるものである。いずれに せよ、近時、医療スタッフ間の連携ミスに関 する判断を示す裁判例がわが国では他にも 現われており、それらを網羅した研究が急務 であることが判明した。

(2) 組織過失が問題となる場合には、病院 開設者が名宛人とされることが大半であり、 病院組織としてどのような注意義務を負っ ていたかが問題となるため、上記のような検 討は方向性が異なるようにも思える。しかし、 学説において、法人の間接的な加害行為を とらえる枠組みを充実し、 法人自体の責任 を問う際にも、現場スタッフの行為に注目す る重要性を説くものがあった(中原太郎准教 授の見解)。この指摘を病院開設者の責任を 問う場面に当てはめてみれば、チーム医療と いう形態が取られることが多い現在の医療 にあっては、「協働」という特徴を踏まえた 検討が必要ということになる。組織過失の分 析というと、とかく病院開設者等の義務の解 明ばかりに目が行きがちであるが、現代医療 の特徴である「協働」に着目することこそが 重要であるという展望が得られた。

(3) 医療スタッフ間の連携ミスに関する裁 判例としては、専門領域を異にする医師、医 師と看護師、医師と検査技師などの連携不足

の責任が問われた裁判例が多数存在する(た とえば、病理医の診断を信頼した臨床医師が 手術をしたところ病理医の診断が間違って いた事案において、病理医の専門性を尊重し つつも臨床医師はそれを絶対視すべきでな いとして臨床医師の責任を認めた東京地裁 平成 23 年 5 月 19 日判決 [ 判夕 1368 号 178 頁〕など)。そして、外科医と麻酔科医の関 係において「信頼の原則」の原則の適用につ き変遷が見られたり、医師と看護師との間に おいては、看護師の専門性をより尊重しよう とする傾向が伺えたりと(学説では「看護水 準」という概念を用いて指摘がなされる) 連携について様々な動向が伺えた。こうした 裁判例を取り上げて「過失の競合」という観 点から検討する学説を見てみると、各事案の 個別性が強く一律に論じることが困難とし た上で、「各人の担う職務の性質を的確に把 握し、具体的事情を踏まえ、被害者保護の必 要性のほか、各人が責任を負う根拠・許容性 についても十分に検討する必要がある」旨の 指摘(平野望裁判官の見解)がある一方で、 刑事法学説においては、水平的・垂直的分業 をも意識して組織過失論の全体構造を把握 しようと試みる見解もあった(山中敬一教授) の見解)。前者の指摘は、問題となる場面に 応じて職務に関する関係法規が異なるとい う事情はその通りであり、無視できないもの である。ただ、そういう面を踏まえつつも、 後者の見解をも手掛かりに民事法学の領域 においても「協働」を取り組んだ組織過失論 を展開できないか検証する必要があると考 えた。こうして、「組織過失」の検討を深化 させる手掛かりを得るに至った。すなわち、 「組織過失」とは、チーム医療の総責任者が、 水平的・垂直的分業の区分、各々の専門性(看 護師等の医療スタッフの場合は、法規定によ る業務範囲の尊重も含む)に基づく裁量に配 慮しつつ、機能的な連携を十分になしうる組 織たるチームの構築を適切に行っているか 否か、また病院開設者には連携を十分になし うる組織化に向けたより高次な質の管理、具 体的には、十分な人員配置・施設整備がなさ れているか否かを判断しようとするもので ある。そしてその判断の際には、現代医療の 特徴である連携に十分に焦点が当てられる ことになる。

(4)なお、入院患者のベッド転落事故につ いての病院の責任が問われた裁判例を検討 してみると、病院独自の定める基準に照らし、 この観点から病院開設者自身の義務を認め るものが散見される。したがって、上述の病 院開設者の組織過失に関しては、別個物的設 備について押さえておく必要がある。ただ、 十分な人員配置・施設整備が求められるとい っても、当該病院の財政事情とは無関係とは いかない。この点につきドイツでは議論の蓄 積があるようであり研究書も入手したが、そ こまで網羅することはできなかった。

(5)以上が組織過失自体に関する検討であ るが、この議論のインパクトはそれにとどま らない。なぜなら、医事法の領域における従 来からの議論との接合を図ることができそ うだからである。そう考えるに至ったのは、 Hart 教授の上記論文からの示唆による。Hart 教授は「インターフェイス」という概念によ り、病院内外そして福祉施設も網羅した見解 を提示する。従来から(裁)判例が積み重ね られ議論も深められてきた「転送義務」は、 複数の病院間での情報伝達の不備が追及さ れることが多い(成果)、「インターフェイ ス」という観点に着目すれば、これは上述の 組織過失論(ここでも主として問題となるの) は情報伝達の不備)と統一的に論じることが できるものである。こうして、わが国でも医 療・福祉を網羅した責任論を論じることが可 能となる。わが国では医療・福祉の連携を深 める法整備が行われており、こうした議論は 今後ますます重要性を帯びるものである。ま た近時、「治験」をめぐって製薬会社や病院

の責任を問う裁判例が見受けられる。治験に おいては、病院は製薬会社と連携して、相互 の役割分担を踏まえて、情報伝達を適切に行 う必要がある(東京地裁平成24年8月9日 〔判タ1389号241頁〕は説明義務違反等が 争点となった事例であるが、こうした前提を 踏まえた判断がなされている。これに関して は成果 )。これも、「インターフェイス」と いう観点に着目すれば、上述の組織過失論と 統一的に論じることができるものである。も っとも、統一的に論じていくためには、その 前提として福祉契約や治験契約の研究が必 要であるが、わが国においてはまだ十分にな されているとはいえない。こうした研究は今 後に残された課題である。

(6)医療の領域における組織過失の精緻化 は達成できなかったものの、従来のこの領域 での組織過失論をさらに深化させる上での 示唆を得ることができた。また、その議論と 従来の医事法における議論との接合の可能 性を見出すことができた。近時は、病院自身 の義務に関する規定を別途置くべきとする 提言(日本医師会による提言など)も現われ ており、「組織過失論」を意識した議論が今 後一層なされる可能性は高い。BGBに診療 契約の規定が設けられ新たな局面を迎えて いるドイツの議論の動向をフォローして、組 織過失の精緻化を達成し、今後公にしたい。

5.主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[ 雑誌論文](計2件)

橋口賢一、判例紹介 / 治験契約に基づく 補償金の支払は、訴訟上請求することが でき、同訴訟において、因果関係の立証 責任は治験依頼者が負うとされた事例 / 治験薬の服用と被験者の死亡との間の因 果関係が否定された事例 / 治験の担当医 師について、説明義務違反が否定された 事例、年報医事法学 29 号、査読なし、 2014 年、pp130-135 橋口賢一、高度な医療機関への転送義務、 医事法判例百選〔第 2 版 〕 査読なし、2014

年、pp104-105 〔学会発表〕(計0件) 〔図書〕(計0件) 〔産業財産権〕 出願状況(計0件) 名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日: 国内外の別: 取得状況(計0件) 名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日: 取得年月日: 国内外の別: 〔その他〕 ホームページ等 6.研究組織 (1)研究代表者 橋口 賢一 (Hashiguchi Kenichi) (富山大学・経済学部・准教授) 研究者番号:24730075 (2)研究分担者 ( ) 研究者番号: (3)連携研究者 ( ) 研究者番号: